

## 地方議会議員年金制度の概要

### ○ 地方議会議員の年金制度の沿革と概要

#### 1 沿革と特色

現行の地方議会議員の年金制度は、昭和36年7月、地方議会議員互助年金法による互助年金制度として発足した。この互助年金制度は、都道府県、市（「特別区」を含む。以下同じ。）、町村の議会の議員の区分毎に、地方議会議員の任意加入による互助会を設けて、年金のみを給付するというものであった。

この制度の性格は、自前の掛金で給付を賄うもので、年金に要する費用を国庫が負担する国会議員の互助年金制度とも異なり、また公務員の退職年金制度のように社会保険制度としての公的年金制度でもなく、いわば私的年金制度ともいべきものであった。

その後、昭和37年12月、地方公務員共済組合法（昭和39年法律第152号により「地方公務員等共済組合法」と改正された。）の施行に伴い、同法の中に統合され、強制加入の制度となつたが、この後も他の公的年金との重複加入が認められてきたところであり、したがって、地方議会議員の年金制度は、社会保障制度の一環である公的年金制度ではない。

地方議会議員の年金制度の特色としては、

- ① 最短12年の在職期間で年金受給資格が発生する。
- ② 退職年金の額は、平均標準報酬年額（退職の日の属する月以前の地方議会議員であった期間12年間における掛金の基礎となつた標準報酬月額の総額を12で除して得た額）を基礎として算定される。
- ③ 3年以上12年未満の在職期間で退職又は死亡したときは、一時金が支給される。

等が挙げられる。

地方議会議員の年金制度の具体的な内容は、次のとおりである。

#### 2 制度の概要

##### (1) 地方議会議員共済会

地方議会議員共済会（以下「共済会」という。）は、地方公務員等共済組合法（以下「法」という。）第151条の規定により、都道府県、市、町村の区分に従い、それぞれの地方議会議員を構成員として組織され、地方議会議員の資格を取得すると同時にそれぞれの共済会の会員の資格を持つことになっている。すなわち、法律による強制加入の制度がとられている。

## (2) 共済会の業務

各共済会（都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会、町村議会議員共済会）は、会員の退職、死亡又は公務傷病に関して年金又は一時金の給付を行うとともに、これら給付の財源となる掛金、特別掛金の徴収、負担金の収納、積立金の運用、その他の関係業務を行っている。

## (3) 市議会議員共済会と町村議会議員共済会の財政単位の一元化

市議会議員共済会及び町村議会議員共済会は、平成18年改正により財政単位が一元化され、掛金率、特別掛金率等は両共済会のすべての会員を単位として算定される。

## (4) 共済会の給付

各共済会の給付は、公務員の共済組合とは異なり、長期給付（共済給付金）のみである。

長期給付（共済給付金）の内容は、年金（退職、遺族、公務傷病）と一時金（退職、遺族）である。

## (5) 給付の概要（詳細別紙1）

- ア 退職年金
- イ 公務傷病年金
- ウ 遺族年金
- エ 退職一時金
- オ 遺族一時金

## (6) 年金額の改定（法第158条の2）

物価上昇等による年金額の改定は、政令に基づき、昭和37年12月1日の標準報酬月額に改定指数を乗じて得た額を仮定標準報酬月額として行う。

## (7) 費用の負担

### ア 掛金及び特別掛金（法第166条）

地方議会議員は、定款で定めるところにより、共済給付金の費用に充てるため、共済会に掛金及び特別掛金を納めなければならない。

(ア) 每月納付すべき掛金は、定款で定める標準報酬月額に掛金率を乗じた額である。

掛金率は、都道府県が13/100、市及び町村が16/100となっている。

(イ) 特別掛金は、地方議会議員の期末手当の額に定款で定める特別掛金率

を乗じた額である。

特別掛金率は、都道府県が2/100、市及び町村が7.5/100となっている。

#### イ 地方公共団体の負担金（法第167条）

共済給付金に要する費用は、地方議会議員の掛金、特別掛金を充てるほか、地方公共団体が負担することになっている。

公費負担金額は、標準報酬月額に負担金率を乗じた額である。

負担金率は、毎年度の各共済会の収支の状況を勘案して総務省令で定めことになっており、その率は、都道府県が10/100、市及び町村が12/100と定められている。

#### ウ 市町村合併の影響に対する激変緩和措置の負担金率

平成19年度から平成28年度までの間においては、市町村の負担率は、市町村合併の影響に対する激変緩和措置として、4.5/100（平成19年度は市は3.5/100）を上乗せしている。

平成29年度以降は4.05/100、3.15/100、2.25/100、1.35/100、0.45/100と漸減し、平成33年度で終了することになっている。

#### エ 標準報酬月額（法第166条第2項）

地方議会議員の標準報酬月額は、都道府県は62万円、市は16万円から62万円、町村は10万円から29万円と定められている。

#### (7) 財源率の再計算（法第166条第5項）

掛金及び特別掛金の額については、各共済会の給付の実績及び将来の給付に要する費用の予想額に照らし、将来にわたって財政の均衡を保つことができるよう、少なくとも4年毎に再計算を行うことになっている。

## 別紙1 給付の概要

### ア 退職年金

#### (ア) 支給要件

退職年金は、地方議会議員を退職した者が次の要件を満たした場合に、本人に支給される。

##### a 在職期間

地方議会議員としての在職期間が12年以上あること（法第161条第1項）。

在職期間の計算は、都道府県、市、町村の区分毎に行う。それぞれの議会の議員として再就職したときは、前後の在職期間を合算するが、他の区分の議会の議員として再就職したときは前後の在職期間は合算できない（法第159条第1項）。

ただし、市町村の廃置分合、境界変更等があった場合には、市又は町村の地方議会議員としての在職期間は合算する。

##### b 年 齢

65歳以上であること（法第164条第1項）。

ただし、次の経過措置が設けられている。

昭和61年3月31日以前の地方議会議員歴のある者……………55歳

（改正附則（昭和60年法律第108号）第123条）

昭和61年4月1日～平成7年3月31日までに新たに

地方議会議員になった者……………60歳

平成7年4月1日以降新たに地方議会議員になった者で

昭和20年4月1日以前生まれの者……………62歳

昭和20年4月2日～昭和22年4月1日生まれの者……………63歳

昭和22年4月2日～昭和24年4月1日生まれの者……………64歳

（改正附則（平成7年法律第52号）第4条、第5条）

#### (イ) 支給期間等

退職年金の支給期間は、その給付事由が発生した日の属する月の翌月から死亡した日の属する月までである。

#### (ウ) 支給額

退職年金の額は、在職期間が12年以上13年未満の場合は、平均標準報酬年額の35/150に相当する金額とし、在職期間が12年以上1年を増す毎に、その1年につき平均標準報酬年額の0.7/150に相当する金額を加算

した金額とする(法第161条第2項)。

在職期間が30年を超えるときは、30年として計算する(法第161条第3項)。

ただし、次の経過措置が設けられている。(改正附則(平成18年法律第63号)第3～5条)

平成15年度前の既裁定者については、在職期間が12年以上13年未満の場合は、標準報酬年額(退職日の属する月以前1年間の掛金の基礎となつた標準報酬月額の総額)の45/150に相当する金額とし、在職期間が12年以上1年を増す毎に、その1年につき標準報酬年額の0.9/150に相当する金額を加算した金額とする。

また、在職期間が50年を超えるときは、50年として計算する。

平成15～18年度の既裁定者については、在職期間が12年以上13年未満の場合は、平均標準報酬年額(※)の40.5/150に相当する金額とし、在職期間が12年以上1年を増す毎に、その1年につき平均標準報酬年額の0.81/150に相当する金額を加算した金額とする。

また、在職期間が50年を超えるときは、50年として計算する。

平成19年度前の議員歴を有する者については、在職期間が12年以上13年未満の場合は、平均標準報酬年額の36/150に相当する金額とし、在職期間が12年以上1年を増す毎に、その1年につき平均標準報酬年額の0.72/150に相当する金額を加算した金額とする。

※平均標準報酬年額：退職日の属する月以前12年間の掛金の基礎となつた標準報酬月額の総額を12で除した額。ただし、平成14年4月以後の期間が12年未満の者は、平成14年4月以降退職月までの当該在職期間の標準報酬月額の総額を、当該在職月数で除した額に12を乗じた額。

## (I) 控 除

### a 退職一時金の支給を受けた場合の調整(法第161条第4項)

過去に退職一時金の支給を受けたことのある者は、退職一時金の基礎となつた在職期間の年数に応じ、一定の額を年金額から控除する。

### b 他の公的年金との重複加入の調整(法第161条の2)

地方議会議員は、就職と同時に各共済会に加入することになるが、その者が、

厚生年金保険制度

国家公務員共済組合制度

地方公務員等共済組合制度（団体共済職員に限る。）

私立学校教職員共済制度

旧農林漁業団体職員共済組合制度

旧船員保険制度

のうちいずれかの制度に同時に加入している場合には、昭和49年9月1日以降各共済会と重複加入している期間について、次の算式により年金額を調整する。

$$\text{調整後の年金額} = \text{退職年金額} - (\text{退職年金額} \times \text{公的年金との重複期間} / \text{在職期間} \times 40/100 \text{ (※)})$$

※平成15年3月31日以前の期間は25/100

#### (オ) 支給停止

##### a 若年停止（法第164条第1項、第2項）

支給要件の年齢に達しないときは、その年齢に達するまで年金の支給が停止される。ただし、重度障害の状態にあるときは、この限りでない。

##### b 高額所得者の一部停止（法第164条の2）

退職年金額が190.4万円以上で、その者の前年における他の所得金額が500万円を超えるときは、退職年金の690.4万円を超える部分についてその2分の1が停止される。

##### c 再就職による停止（法第164条第3項）

退職年金を現に受けている者が地方議会議員として再就職したときは、再就職した月の翌月から再退職の月まで支給が停止される。

なお、再退職後は、これまでの在職期間を通算して算定した新たな退職年金が支給される。

#### イ 公務傷病年金

公務傷病年金は、地方議会議員である間に公務に基づく傷病により重度の障害となり退職した場合及び当該公務に基づく傷病により退職後3年内に重度の障害となった場合に支給される（法第162条）。

#### ウ 遺族年金

在職12年以上の者が死亡したとき及び退職年金又は公務傷病年金を受けている者が死亡したときに、その者の遺族に支給される（法第163条第1項）。

支給額は、死亡した地方議会議員に支給すべき年金額の2分の1相当額である（法第163条第2項）。

#### エ 退職一時金

地方議会議員が在職3年以上12年未満で退職した場合に支給される（法第161条の3）。

支給額は、在職期間中に納めた掛金の総額（特別掛金は含まない。）に、次の区分による割合を乗じた額である。

- ① 在職期間が3年以上4年以下の者 ..... 49/100
- ② 在職期間が4年を超える8年以下の者 ..... 56/100
- ③ 在職期間が8年を超える12年未満の者 ..... 63/100

ただし、平成19年度前の議員歴を有する者については、次のとおりとする経過措置が設けられている。（改正附則（平成18年法律第63号）第3条第1項）

- ① 在職期間が3年以上4年以下の者 ..... 50/100
- ② 在職期間が4年を超える8年以下の者 ..... 57/100
- ③ 在職期間が8年を超える12年未満の者 ..... 64/100

#### オ 遺族一時金

遺族一時金は、地方議会議員が在職3年以上12年未満で死亡したときに、その遺族に支給される（法第163条の3）。

支給額は、退職一時金と同一の方法で計算した額である。

## 別紙2 地方議会議員年金制度の主な沿革

(1) 地方議会議員の年金制度は、国会議員互助年金法（昭和33年4月施行）による国会議員互助年金制度に準じた制度として、議員立法により、昭和36年7月1日に地方議会議員互助年金法（昭和36年法律第120号）が施行され、任意設置・任意加入方式による暫定的な互助年金制度として発足した。

この制度は、恒久的な制度ではなく、同法附則第4項において、「この法律に基づく地方議会議員の互助年金制度は、新たに地方公務員の統一的な退職年金制度に関する法律が制定される際、これに統合されるものとする。」と規定され、地方公務員の統一的な退職年金制度が実施される場合には改めて恒久的な年金制度として整備されることとされていた。

(2) 昭和37年12月1日、地方議会議員互助年金法は廃止されて、地方公務員共済組合法（昭和39年法律第152号により「地方公務員等共済組合法」と改正された。）の第11章として規定されることとなった。

主な改正内容は、次のとおりである。

- ① 互助会は、任意設置であったが、新たに設けられた各共済会は、法律の規定に基づく強制設置とされた。
- ② 地方議会議員の互助会の加入及び脱退は任意であったが、各共済会へは強制加入とされた。
- ③ 互助会の事務費及び給付費は全て会員の負担であったが、各共済会の事務費については、地方公共団体が負担するものとし、給付費については会員の掛金を充てるほか、地方公共団体が負担することとされた。

(3) 昭和40年6月1日の改正法の施行により、一時金制度が創設され、次のような措置が講じられた。

- ① 一時金の給付原資に充てるため、掛金率が5/100から7/100に引き上げられた。
- ② 以前に退職一時金を受給した者で、その後再び地方議会議員となった者に退職年金を支給する場合には、退職年金額は、当該退職一時金の基礎となった在職期間の年数1年につき標準報酬年額の1.4/100の額を控除した額とされた。

(4) 各共済会の収支は、発足から、昭和45年度までは順調に推移し、各年度とも黒字であったが、統一地方選挙が実施された昭和46年度を境として、情勢

は一変し、急激に悪化して、単年度収支が一挙に赤字基調となった。このまま推移すると、数年を経ずしてこれまでの積立金が枯渇するという厳しい事態が予想されるに至った。

そこで、年金制度の健全化は、まさに焦眉の急務とされ、共済会の実情に対処するため、昭和47年4月1日の改正法の施行により、次のような措置が講じられた。

- ① 掛金率 7/100を 9/100に引き上げる。
- ② 年金額の算定基礎となる退職時の標準報酬月額を公務員の共済年金と同様に、退職月以前3年間の平均額とする。（その後昭和49年9月1日から、再び退職日の属する月以前1年間の掛金の基礎となった標準報酬月額の総額となった。）
- ③ 共済会の給付に要する費用として、地方公共団体が負担すべき額は、共済会の収支の状況を勘案して自治省令で定める額とすることとされた。  
負担金率は、初年度の昭和47年度は 1/100と定められ、以後、毎年度 1/100ずつ引き上げられて、昭和56年度以降 9.5/100となっている。

(5) 昭和49年9月1日の改正法の施行により、厚生年金など公的年金との調整が実施された。すなわち、公的年金の公的負担との二重適用を排除するため、在職期間のうち厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法（団体共済職員に限る。）、私立学校教職員共済組合法、農林漁業団体職員共済組合法、旧船員保険法の適用を受けていた期間を有していた者については、退職年金の額から重複期間を在職期間で除して得た割合を乗じて得た額の25/100を控除することとされた。

また、地方議会議員の年金制度が、将来にわたって財政の均衡を保つことができるよう、掛金額について財源率の再計算を行うこととされ、少なくとも4年毎に再計算を行うこととされた。

第1回の再計算は、昭和49年8月31日を基準日として実施され、その結果、掛金率が昭和50年4月1日より 9.0/100から 9.5/100に引き上げられた。

(6) 昭和61年4月1日の改正法の施行により、国會議員の互助年金の取扱いに準じ、昭和61年4月1日から高額所得者の共済年金額の一部停止と支給開始年齢の引上げが実施された。

退職年金の支給開始年齢については、国會議員の互助年金及び他の公的年金制度に準じ、支給開始年齢が5歳引き上げられ60歳からとされた。この措置は、昭和61年4月1日以降に地方議会議員となった者から適用されることになった。

(7) 平成7年4月1日の改正法の施行により、被用者年金制度（国民年金は除く。）及び国会議員互助年金制度の改正に準じて、地方議会議員も平成7年4月1日以後に支給される地方議会議員の期末手当額から特別掛金を納付する制度が導入され、特別掛金については、期末手当の額に定款で定める特別掛金率（5/1000）を乗じて得た額を納付することとされた。

また、退職年金の支給開始年齢については、国会議員の互助年金等に準じて、平成7年4月1日以降に地方議会議員となった者から5歳引き上げて65歳支給とされた。

なお、これに伴い若年停止年齢の経過措置が設けられている。

(8) 地方議会議員の年金制度は、昭和47年4月の公費負担導入により、制度の健全化措置が講ぜられたものの、近年の条例定数の削減や市町村合併の進展に伴う会員数の減少、運用利回りの低下等により、極めて厳しい状況となり、都道府県議会議員共済会と市議会議員共済会は平成24年度に、町村議会議員共済会は平成19年度に積立金が枯渇する見込みとなつた。

このため、総務省内に設置された「地方議会議員年金制度検討会」において、制度の抜本的改革に向けての対応策が鋭意検討され、平成14年2月に報告が取りまとめられた。

同検討会の報告を踏まえて立法化作業が進められ、平成14年4月の第154回国会において「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律」が成立し、平成15年4月1日から施行された。

その制度改正の概要は次のとおりである。

- ① 平成15年4月から給付水準を2割（制度改正前の議員歴を有する者は1割）引き下げること。
- ② 負担金率9.5/100を、都道府県は10/100、市は10.5/100、町村は11/100にそれぞれ引き上げること。
- ③ 掛金率を、都道府県は11/100を12/100、市は11/100を13/100、町村は13/100を15/100にそれぞれ引き上げること。
- ④ 年金額の算定基礎となる標準報酬年額は、退職前12年間の標準報酬月額の総額を12で除して得た「平均標準報酬年額」とすること。  
(経過措置として、制度改正の1年前より前の期間は算入せず、標準報酬月額の総額にも同期間の標準報酬月額は含めないこととされた。)
- ⑤ 高額所得による退職年金の一部支給停止基準額を217.6万円以上とし、対象となる所得金額を課税総所得金額700万円を超える場合とする。

(9) 平成14年改正当時、市町村合併の進展を確たる数値として見込むことが困難であったが、その後、市町村合併が進展し、市・町村議会議員共済会は会

員が減少するとともに年金受給者が増加し、深刻な財政状況となった。

市・町村議会議員共済会は給付積立金の取り崩しが続き、平成20年度には給付積立金が枯渇する見込みとなり、市町村合併の影響を直接受けない都道府県議会議員共済会においても、同31年度には給付積立金が枯渇する見込みとなった。

そこで、総務省内に設置された「地方議会議員年金制度検討会」において抜本的対応策が鋭意検討され、概ね20年間は給付可能とする最終報告が平成18年2月に取りまとめられた。

この検討会報告を踏まえて、第164回国会に「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案」が提出され、平成18年6月7日に成立し、平成19年4月1日から施行された。

その制度改正の概要は次のとおりである。

- ① 平成19年4月から給付水準を12.5%引き下げる。
- ② 掛金率は都道府県12/100を13/100、市13/100を16/100、町村15/100を16/100に、特別掛金率は市及び町村5/100を7.5/100、負担金率は市10.5/100、町村11/100を12/100に引き上げる。
- ③ 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第16条第3項の規定に基づき、市町村合併の影響に対する激変緩和措置として、平成19年度から28年度（29～33年度に漸減）までの間、市及び町村の負担金率を4.5/100（19年度は3.5/100）上乗せする。
- ④ 高額所得による退職年金の一部支給停止基準額を190.4万円以上とともに対象となる所得金額も課税総所得金額700万円を総所得金額500万円とする。また、超過累進により退職年金額の35～50%を停止していたものを、一律50%停止することとする。
- ⑤ 在職加算年数の上限を50年から30年とする。
- ⑥ 既裁定の退職年金受給者の給付水準を10%引き下げる。
- ⑦ 市・町村議会議員共済会の財政単位を一元化し、両共済会の間で財政調整を行うとともに、移換金制度を廃止する（財政調整については、平成18年10月1日に施行）。